

本計画が対象とする市民活動の範囲について—市民活動推進委員会—

20160426 田中雅文

◆本計画が対象とする市民活動の範囲

計画の対象の中心を公益的活動に置きながら、私益、共益に位置づけられる活動や、私益・共益の要素が含まれる活動であっても、それが公益的活動へ結びつく可能性のある部分については、本計画の対象とする。(計画 7 頁)

(参考：本計画の対象か否かの仕分け例) …このようなとらえ方でよいか？

- ・ 自分たちの楽しみで行う趣味・教養的な活動でも、それを福祉施設の慰問等で行えば対象となる
- ・ 自然環境のような公益性の高い内容の学習活動でも、その成果を自分の庭造りにのみ活かすなら対象とならない
- ・ 社会教育関係団体の活動のうち、自分たちのみが受益者になるものは対象外（ただし、趣味の活動でも多くの人に公開されたもの（受益者が不特定多数）なら対象となりうる）
- ・ 緑ボランティア団体は、公園・緑地の環境整備という意味で対象となる
- ・ 老壮連合会などの活動のうち、作品展示会や講演会については対象となる

◆収益性のレベルをめぐる判断

雇用関係と収益性・分配の有無によって「市民活動」のタイプは分かれる。これらのすべてが計画の対象となるかどうか。

		収 益 性		
		無	有	
			分配無	分配有
職 員	有			
	無			

◆エリアとテーマからみた市民活動の分類

テーマ型：環境、福祉、国際協力、青少年育成など特定のテーマに基づく活動

エリア型：一定の範囲の地域コミュニティの全体を対象とする活動

※ 地域ごとに活動組織があるテーマ型活動は、エリア型との融合（例：青少協地区委員会…）

※ エリア型に含まれる活動のうち、特定のテーマに基づく活動はテーマ型との融合（例：特定のコミュニティ協議会に属する公益的なサークル・グループ）

